

平成十四年総務省令第百十四号

特定の秘書官の俸給月額の切替えに関する  
総務省令

特別職の職員の給与に関する法律及び二千五  
年日本国際博覧会政府代表の設置に関する臨時措  
置法の一部を改正する法律（平成十四年法律第百七  
号）附則第二項の規定に基づき、特定の秘書官の  
俸給月額の切替えに関する総務省令を次のように  
定める。

特別職の職員の給与に関する法律及び二千五  
年日本国際博覧会政府代表の設置に関する臨時  
措置法の一部を改正する法律附則第二項に規定  
する職員の同法の施行の日（以下「施行日」と  
いう。）における俸給月額は、次の各号に掲げ  
る職員の区分に応じ、それぞれ当該各号に定め  
る俸給月額とする。

一 施行日の前日において特別職の職員の給与に  
関する法律の一部を改正する法律（平成十一年  
法律第百四十二号）による改正前の特別職の職  
員の給与に関する法律（昭和二十四年法律第二  
百五十二号）別表第三に掲げる八号俸の俸給月  
額（以下「旧八号俸の俸給月額」という。）に  
その額と同表に掲げる七号俸の俸給月額との差  
額（以下単に「差額」という。）を加えた額の  
俸給月額を受けていた職員 特別職の職員の給  
与に関する法律（以下「法」という。）別表第  
三に掲げる九号俸の俸給月額

二 施行日の前日において旧八号俸の俸給月額に  
差額の二倍に相当する額を加えた額の俸給月額  
を受けていた職員 法別表第三に掲げる十号俸  
の俸給月額

三 施行日の前日において旧八号俸の俸給月額に  
差額の三倍に相当する額を加えた額の俸給月額  
を受けていた職員 法別表第三に掲げる十一号  
俸の俸給月額

四 前三号に掲げる職員以外の職員 内閣総理大  
臣が総務大臣と協議して定める額の俸給月額

附 則

この省令は、特別職の職員の給与に関する法  
律及び二千五十年日本国際博覧会政府代表の設置  
に関する臨時措置法の一部を改正する法律の施  
行の日から施行する。